

議案第 10 号

令和 2 年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

令和 2 年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果、令和 2 年度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果及び令和 2 年度使用中学校用「特別の教科、道徳」教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果による教科用図書の採択に関する議決を求める。

令和元年 7 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)第 13 条に基づいて岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択するものであるため。

議案第 11 号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別添のと
おり提出する。

令和元年 7 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の公布
に伴い、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第 号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成２７年瑞穂市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「府令第１条第１号」を「府令第１条の５第１号」に改める。

第３条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書」を「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」に改め、同条第２号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第４条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第１項中「支給認定通知書」を「教育・保育給付認定通知書」に改め、同条第４項中「支給認定却下通知書」を「教育・保育給付認定却下通知書」に改め、同条第５項中「支給認定処分延期通知書」を「教育・保育給付認定処分延期通知書」に改める。

第６条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第３項中「第１条第１０号」を「第１条の５第１０号」に改める。

第７条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書」を「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」に改める。

第８条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第９条第１項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第１０条第１項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第２項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第３項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第１０条の２の次に次の１条を加える

（副食費の支払免除）

第 10 条の 3 府令第 7 条第 1 項第 2 号の通知は、副食費免除通知書（様式第 9 号の 3）により行うものとする。

第 13 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定変更申請書」を「教育・保育給付認定変更申請書」に改める。

第 14 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定変更通知書」を「教育・保育給付認定変更通知書」に改める。

第 15 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定取消通知書」を「教育・保育給付認定取消（終了）通知書」に改める。

第 16 条中「支給認定申請内容変更届」を「教育・保育給付認定申請内容変更届」に改める。

第 18 条第 1 項を次のように改める。

法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額は、法第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては 0 円に、同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもについては教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ別表に定める基準により算定した額とする。ただし、保育標準時間認定を受ける同号に掲げる小学校就学前子どもであっても、保育時間が 17 時を超えない場合は、同表に定める保育短時間認定の保育料金とする。

附則第 2 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を次のように改める。

別表（第 18 条関係）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	3歳未満児	
		保育標準時間認定(H)	保育短時間認定(T)
1	被保護者等世帯	円 0	円 0

2	市町村民税非課税世帯 (要支援者等)	0	0
	市町村民税非課税世帯	0	0
3	市町村民税所得割合算額 48,600円未満 (要支援者等)	5,600	3,600
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	11,800	9,800
4	市町村民税所得割合算額 77,101円未満 (要支援者等)	5,600	3,600
	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	17,000	15,000
5	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	28,700	26,700
6	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	41,600	39,600
7	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	46,000	44,000
8	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	54,000	52,000
備考 (1) この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。 (2) 被保護者等世帯とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。 ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である教育・保育給付認定保護者 イ 児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者 ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人			

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者である教育・保育給付認定保護者

(3) 市町村民税非課税世帯は、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯をいう。

(4) 市町村民税所得割合算額は、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額を（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）合算した額をいう。

(5) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

（ア） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、教育・保育給付認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2

分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

- (9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

年 度
 施設型給付費・地域型保育給付費等
 教育・保育給付認定申請書兼
 保育施設利用申込書



受付番号		世帯番号	
受付場所 [施設名・連絡先 担当者名]			
入所契約(内定)状況 契約・内定日		未定・内定・契約 . . .	

瑞穂市教育委員会教育長 宛				申込日 年 月 日			
保護者氏名 (申請者)	〒	電話番号	自宅	携帯(父)	携帯(母)		
現住所	市区町村 (建物名等) 転入・転居予定日 年 月 日 転入・転居予定住所 瑞穂市 (建物名等) ※転入・転居予定の場合						

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。また、保育施設の利用について申し込みます。

保育の希望の有無	☐ 無	幼稚園、認定こども園（教育認定）を希望 →	希望施設名	幼稚園 認定こども園
	☐ 有	保育所、認定こども園（保育認定）、地域型保育（小規模保育等）、企業主導型保育（地域枠）を希望 → 利用を希望する施設（事業者）名を裏面に記入		
利用期間	年 月 日から ☐ 小学校入学前 ☐ 年 月 日まで		利用曜日	曜日から 曜日まで
			利用時間	時 分から 時 分まで
			保育の必要量	☐ 保育短時間（最大8時間の利用） ☐ 保育標準時間（最大11時間の利用）

○利用児童の家庭の状況（利用開始希望日現在）父、母、兄弟姉妹及び同居所に住んでいる人全員について記入してください。

区分	フリガナ 氏 名 生年月日・性別	児童との続柄	勤務先・学校名（学年）・ 保育所名等	障がい児(者)の場合	1月1日現在の住所	備 考
利用児童	. . . 男・女	本人	4.1 現在(いずれかに○) 0 1 2 3 4 5 歳	身体 () 級 療育 () 級 精神 () 級 障害年金 () 級 特児 () 級		
子どもの世帯員	. . . 男・女			身体 () 級 療育 () 級 精神 () 級 障害年金 () 級 特児 () 級	年 市内・市外 年 市内・市外	
	. . . 男・女			身体 () 級 療育 () 級 精神 () 級 障害年金 () 級 特児 () 級	年 市内・市外 年 市内・市外	
	. . . 男・女			身体 () 級 療育 () 級 精神 () 級 障害年金 () 級 特児 () 級	年 市内・市外 年 市内・市外	
	. . . 男・女			身体 () 級 療育 () 級 精神 () 級 障害年金 () 級 特児 () 級	年 市内・市外 年 市内・市外	
	. . . 男・女			身体 () 級 療育 () 級 精神 () 級 障害年金 () 級 特児 () 級	年 市内・市外 年 市内・市外	
	. . . 男・女			身体 () 級 療育 () 級 精神 () 級 障害年金 () 級 特児 () 級	年 市内・市外 年 市内・市外	
	. . . 男・女			身体 () 級 療育 () 級 精神 () 級 障害年金 () 級 特児 () 級	年 市内・市外 年 市内・市外	
	. . . 男・女			身体 () 級 療育 () 級 精神 () 級 障害年金 () 級 特児 () 級	年 市内・市外 年 市内・市外	
	. . . 男・女			身体 () 級 療育 () 級 精神 () 級 障害年金 () 級 特児 () 級	年 市内・市外 年 市内・市外	
生活保護受給	無 ・ 有	保護開始日 年 月 日				
ひとり親家庭	非該当・該当	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ その他 () 事由発生日 年 月 日			児童扶養手当の受給 無・有 遺族年金の受給 無・有	

保育が必要な理由	続柄	必要とする理由
	父	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV () ☐ その他 ()
	母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV () ☐ その他 ()

○同居していない祖父母の状況

父 方	住所	氏名	母 方	住所	氏名
		祖父			祖父
	(Tel - -)	祖母		(Tel - -)	祖母

裏面もご記入ください

状況証明書 就労(採用内定・育児休業)証明書

瑞穂市教育委員会教育長 宛

■この証明書は、保育施設の利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。施設の利用決定のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。

■証明印がない場合は無効です。訂正があった場合は必ず事業所の訂正印を押印してください。ただし、祖父母のかたに限り、健康保険証の写し等の勤務先が証明できる書類をもって証明印に代えることができます。

■内容に虚偽があった場合は、保育施設の利用決定を取り消す場合がございます。証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■証明者は、就労を証明できるかたであれば必ずしも雇用主でなくても結構です。(例:営業所長、店長、人事課長、所属長等)

■農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。

証明日 年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号 () -

証明印

記入者職・氏名

※ 証明印欄には事業所印、代表者印、記入者印のいずれかを押印すること(スタンプ印不可)。証明印欄以外についてはゴム印可。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄
勤務先事業者に関する事項		
1	業種	◆農業、林業 ◆漁業 ◆鉱業、採石業、砂利採取業 ◆建設業 ◆製造業 ◆電気・ガス・熱供給・水道業 ◆情報通信業 ◆運輸業、郵便業 ◆卸売業、小売業 ◆金融業、保険業 ◆不動産業、物品賃貸業 ◆学術研究、専門・技術サービス業 ◆宿泊業、飲食サービス業 ◆生活関連サービス業、娯楽業 ◆教育、学習支援業 ◆医療、福祉 ◆複合サービス事業 ◆公務 ◆その他()
就労者に関する事項		
2	ふりがな	
	就労者氏名	
3	就労者住所	
就労状態等に関する事項		
4	雇用(予定)期間	無期・有期 有期の場合 更新予定 年 月 日 ~ 年 月 日 有・無・未定
5	勤務先事業所名	上記事業所と同じ
6	勤務先住所	上記以外(居宅外)
7	勤務先電話番号	自宅 () - ※上記以外の場合のみ記載(ゴム印可)
8	雇用の形態	正社員 パート・アルバイト 非常勤・臨時職員 派遣社員 会社役員 自営業(中心者) 自営業(協力者) 農業協力者 内職 その他()
9	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝祭日 合計時間/月 時間 分 平日・土曜・日曜 時 分 ~ 時 分 月 日 ※勤務日数の換算(利用調整上の想定) 過6日=月24日 過4日=月16日 過5日=月20日 過3日=月12日 ※休憩時間を含む労働契約上の正規の勤務時間を記入してください。合計勤務時間により利用調整を実施しますので、正確に記入してください。
10	就労時間 (変則就労の場合)	週間・月間・年間 時間 分 最も早い 時 分 最も遅い 時 分 出勤時間 退勤時間
11	就労実績	
12	産前・産後休業の取得	取得予定・取得中・期間終了 年 月 日 ~ 年 月 日
13	育児休業の取得 (予定期間)	取得予定・取得中・期間終了 年 月 日 ~ 年 月 日 短縮可能時期 年 月 日 延長可能時期 年 月 日
14	復職(予定)年月日	年 月 日 ※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める育児休業について、過去1年以内の取得状況を含めて記載してください。
その他		
15	備考欄	職種 保育士・保育士以外 上記契約以外の勤務(残業) 有・無 有の場合 最長 時 分 まで ※保育時間の適否を確認しませ 休日 定休(月・火・水・木・金・土・日・祝祭日) 不定休 不定休の場合 週間・月間・年間 日 育児短時間勤務制度 有・無 有の場合 利用する・利用しない・未定 利用する場合の勤務時間 時 分 ~ 時 分 ※保育時間の適否を確認しませ その他

※この書類は瑞穂市ホームページからもダウンロードできます。 【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児支援課 TEL(058)327-2147

保護者記入欄

提出日 年 月 日

通勤手段 電車・バス・車・自転車・徒歩・その他() 通勤時間(片道) 時間 分

保護者氏名 ⑤ 児童との続柄 父・母・祖父・祖母・その他()

児童名 生年月日 年 月 日 施設名 利用中 申込中(第一希望)

児童名 生年月日 年 月 日 施設名 利用中 申込中(第一希望)

児童名 生年月日 年 月 日 施設名 利用中 申込中(第一希望)

■就労等の状況に変更があった場合は、速やかに利用する保育施設又は市役所窓口までご連絡ください。

■自営業・農業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写しを添付してください。

■保育を必要とする理由が就労以外のかたは、裏面にご記入ください。

同意書兼誓約書

〔同意事項〕

- 1 【情報の収集】保育料の算定・収納のため、同一世帯者を含む市町村民税課税情報、住民基本台帳情報、戸籍情報等必要な情報を保育所担当課が住民基本台帳担当課、戸籍担当課、市税担当課及び福祉担当課から取得する場合があること。また、家庭状況や保育の状況などの情報の提供を保健担当課、福祉担当課、教育・保育施設等に求める場合があること。
- 2 【情報の提供】保育所等の利用申込の際に収集した個人情報について、瑞穂市個人情報保護条例第7条の規定により、関係機関に提供する場合があること。また、保育料を滞納した場合は、保育料収納のため必要に応じ、収納情報などを保育所等に提供する場合があること。
- 3 【滞納処分】保育料を滞納した場合は、以後の納付義務が発生する保育料は児童手当の支給額の範囲内において、保育料の特別徴収をする場合があること。また、財産（給与、預貯金、生命保険などを含む。）の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。
- 4 【虚偽の申請】申込みの内容に虚偽があった場合は、利用の内定を取り消すこと。また、利用開始後に申込みの内容が事実と異なることが判明した場合は、退所となる場合があること。

〔誓約事項〕

- 1 【保育料の納入】保育料は、納期限までに必ず納付すること。
- 2 【現況届】世帯構成（婚姻、離婚、祖父母等と同居となったなど）、保育を必要とする事由（就労、疾病など）など、申込内容について変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
- 3 【書類の提出】就労状況など保育を必要とする事由を証する書類の提出を求められた場合は、方法や期限に従い提出すること。
- 4 【その他】世帯状況や就労状況などに異動や変更があり、保育を必要とする事由が認められなくなった場合は、退所すること。

上記の事項を確認のうえ同意し、遵守することを誓約します。

瑞穂市長 様

保護者氏名

瑞穂市教育委員会教育長 様

印

印

保育施設利用に係る確認票

保育施設の利用については、

- ・保育を必要とする事由に該当しないために利用が認められない場合
- ・希望者が多数いるため希望する保育所を利用できない場合
- ・保育を必要とする事由の該当事由により保育の利用期間が希望に添えない場合

があります。あらかじめご了承ください。

○利用を希望する保育施設

希望順位	施設名	第1希望施設の希望理由
第1希望	保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育	1. 自宅に近い 2. 勤務先に近い 3. 通勤経路上 4. 兄弟が在園 5. 以前通所 6. その他（ ）
第2希望	保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育	希望外の保育施設について
第3希望	保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育	どちらかに✓を入れてください(利用の優先順位には影響しません。) □左記以外の保育施設は希望しない。 □左記以外の保育施設であっても空きがあれば利用したい。 (希望しない施設がある場合 施設名：)
第4希望	保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育	
第5希望	保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育	

○利用を希望する児童の状況（記入内容は利用の優先順位に影響しません。）

集団保育の経験	無・有（通所中・ 年 月退所）	持病・障がい	無・有：病名（ ）
	施設名（ ）	療育施設等への通所	無・有：施設名（ 通所中・退所）
アレルギー	未確認・無・有 アレルギー（ ）	その他心配ごと	無・有：（ ）
※外国人の場合 日本語での会話	できる・できない 話せる言葉（ ） 読める言葉（ ）	事前面談	保健師・保育所長等による面談を 希望しない・希望する ※加配保育士の必要度等について検討します

*市町村使用欄

○教育・保育給付認定(可・否 否とする理由:

認定日:令和 年 月 日)

認定期間	～ 年 月 日	保育必要量	標準短	現況	生保 ひ親 在障	保育を 必要と する事由	父	母	留意事項	兄弟有	育休明	
------	---------	-------	-----	----	----------------	--------------------	---	---	------	-----	-----	--

○処理状況

	総合行政		月次異動表		利用者一覧表		通知	
	入力	チェック	入力	チェック	入力	チェック	作成	発送
認定								
利用契約								
延長保育								

○利用契約状況

利用契約期間	～	階層	第 子
利用施設		保育料	円 (延長 円)

施設への連絡 TEL・FAX (/)

状況証明書 就労(採用内定・育児休業)証明書

瑞穂市教育委員会教育長 宛

■この証明書は、保育施設の利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。施設の利用決定のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。

■証明印がない場合は無効です。訂正があった場合は必ず事業所の訂正印を押印してください。ただし、祖父母のかたに限り、健康保険証の写し等の勤務先が証明できる書類をもって証明印に代えることができます。

■内容に虚偽があった場合は、保育施設の利用決定を取り消す場合がございます。証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■証明者は、就労を証明できるかたであれば必ずしも雇用主でなくても結構です。(例:営業所長、店長、人事課長、所属長等)

■農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。

証明日	年	月	日
事業所名			
代表者名			
所在地			
電話番号 () -	証明印	㊞	
記入者職・氏名			
※ 証明印欄には事業所印、代表者印、記入者印のいずれかを押印すること(スタンプ印不可)。証明印欄以外についてはゴム印可。			

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄	
勤務先事業者に関する事項			
1	業種	◆農業、林業 ◆漁業 ◆鉱業、採石業、砂利採取業 ◆建設業 ◆製造業 ◆電気・ガス・熱供給・水道業 ◆情報通信業 ◆運輸業、郵便業 ◆卸売業、小売業 ◆金融業、保険業 ◆不動産業、物品賃貸業 ◆学術研究、専門・技術サービス業 ◆宿泊業、飲食サービス業 ◆生活関連サービス業、娯楽業 ◆教育、学習支援業 ◆医療、福祉 ◆複合サービス事業 ◆公務 ◆その他()	
就労者に関する事項			
2	ふりがな		
	就労者氏名		
3	就労者住所		
就労状態等に関する事項			
4	雇用(予定)期間	無期・有期	有期の場合 更新予定 年 月 日 ~ 年 月 日 有・無・未定
5	勤務先事業所名	上記事業所と同じ	
6	勤務先住所	上記以外(居宅外)	
7	勤務先電話番号	自宅 () -	※上記以外の場合のみ記載(ゴム印可)
8	雇用の形態	正社員 自営業(中心者) パート・アルバイト 自営業(協力者) 非常勤・臨時職員 農業協力者 派遣社員 内職 会社役員 その他()	
9	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝祭日	合計時間/月 時間 分
		平日・土曜・日曜 時 分 ~ 時 分	月 日 ※勤務日数の換算(利用調整上の想定) 週6日＝月24日 週4日＝月16日 週5日＝月20日 週3日＝月12日 ※休憩時間を含む労働契約上の正規の勤務時間を記入してください。合計勤務時間により利用調整を実施しますので、正確に記入してください。
		平日・土曜・日曜 時 分 ~ 時 分	月 日
		平日・土曜・日曜 時 分 ~ 時 分	月 日
10	就労時間 (変則就労の場合)	週間・月間・年間 時間 分	最も早い出勤時間 時 分 最も遅い退勤時間 時 分
11	就労実績		
12	産前・産後休業の取得	取得予定・取得中・期間終了	年 月 日 ~ 年 月 日
13	育児休業の取得 (予定期間)	取得予定・取得中・期間終了	年 月 日 ~ 年 月 日
		短縮可能時期 年 月 日	延長可能時期 年 月 日
14	復職(予定)年月日	年 月 日	※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める育児休業について、過去1年以内の取得状況を含めて記載してください。
その他			
15	備考欄	職種 保育士・保育士以外 上記契約以外の勤務(残業) 有・無 有の場合 最長 時 分 まで	※保育時間の適否を確認します(利用調整には影響しません)
		休日 定休(月・火・水・木・金・土・日・祝祭日) 不定休 不定休の場合 週間・月間・年間 日	
		育児短時間勤務制度 有・無 有の場合 利用する・利用しない・未定 利用する場合の勤務時間 時 分 ~ 時 分	※保育時間の適否を確認します(利用調整には影響しません)
		その他	

※この書類は瑞穂市ホームページからもダウンロードできます。 【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児支援課 TEL(058)327-2147

保護者記入欄		提出日	年	月	日
通勤手段	電車・バス・車・自転車・徒歩・その他()	通勤時間(片道)	時間 分		
保護者氏名 ㊞		児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他()		
児童名	生年月日 年 月 日	施設名	利用中 申込中(第一希望)		
児童名	生年月日 年 月 日	施設名	利用中 申込中(第一希望)		
児童名	生年月日 年 月 日	施設名	利用中 申込中(第一希望)		

■就労等の状況に変更があった場合は、速やかに利用する保育施設又は市役所窓口までご連絡ください。

■自営業・農業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写しを添付してください。

■保育を必要とする理由が就労以外のかたは、裏面にご記入ください。

様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



教育・保育給付認定通知書

申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定について、認定を行いましたので通知します。

認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日			
保護者	氏名		生年月日	
	住所			
保育必要量				
保育必要事由				
認定区分及び有効期間				

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号の 3 から様式第 5 号までを次のように改める。

様式第 3 号の 3（第 4 条関係）

年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

次のとおり子ども・子育て支援支給認定証を交付するので通知します。

子ども・子育て支援 支給認定証		
認定証番号		
認定子ども	氏名	
	生年月日	
認定保護者	氏名	
	生年月日	
	居住地	
認定区分及び有効期間		
保育必要量		
保育の必要性の認定事由		
交付年月日		
交付機関名及び印		岐阜県瑞穂市教育委員会 印

- 備考 1 この支給認定証は、必要に応じて、利用保育施設に提示していただく場合がありますので、大切に保管してください。
- 2 上記の記載内容に変更が生じた場合は、支給認定証を添えて、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 万が一、破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を届け出、支給認定証の再交付を受けてください。
- 4 記載内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。
- 5 職権による変更認定又は認定取消しの通知を受けた場合は、速やかに支給認定証を返還してください。

様式第4号（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



教育・保育給付認定却下通知書

申請のありました教育・保育給付認定については、次の理由により却下となりましたので通知いたします。

認定却下となる	氏名	
子ども	生年月日	
却下日		
理由		

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



教育・保育給付認定処分延期通知書

次の理由により申請のありました教育・保育給付認定に係る処分を延期しましたので通知します。

子どもの氏名及び生年月日	
認定申請日	
処理見込期間	
延期の理由	

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 9 号の 2 から様式第 1 5 号までを次のように改める。

第 号
年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長



児童福祉法第24条第3項の規定により、下記の児童について利用調整を行いましたので、貴施設（事業者）に保育の利用の提供を要請します。

[illegible]

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



副 食 費 免 除 通 知 書

下記のとおり副食費を免除いたしますので通知します。

記

副食費を免除する子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の名称及び所在地	
免除期間	

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

提出年月日
年 月 日

申請に係る小 学校就学前子 ども	氏 名	生年月日	性別	障害者手帳 の有無	認定証番号
	(ふりがな)		男・女	有 ・ 無	
保 護 者 住所・連絡先	(住所) (連絡先)				
保育の希望の 有無(※)	有： 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)				
	無： 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)				

(※)
・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます(以下同じ)。
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①及び③に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区 分	氏 名	子どもと の続柄	生年月日	性別	職業又は 学校名等	同居・別居	備考
子 ど も の 世 帯 員	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
生活保護の適用の有無		適用無し ・ 適用有り (年 月 日保護開始)					
利用希望期間		年 月 日から 年 月 日まで					

②保育の利用を必要とする理由等 ※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を 必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育児休業 ☐ その他 ()	
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ ☐ 育児休業 ☐ その他 ()	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☐ 左記以外		
希望する 利用時間	利用曜日		利用時間
	曜日から	曜日まで	時 分から 時 分まで

③税情報等の提供に当たっての同意欄

市町村が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名	1. 提出期限	年 月 日
	2. 提出場所	
印	3. 持参するもの	(1)支給認定証 (2)現況が証明できる書類 (3)印鑑

第 年 月 日 号

様

岐阜県瑞穂市長



利用者負担額変更通知書

次のとおり保育料（月額）を変更しますので通知します。

記

施設を利用している子どもの 氏名及び生年月日		
利用している施設の名称及び 所在地		
変更年月		
変更内容	変更前	変更後
認定区分		
保育必要量		
階層		
多子軽減区分		
保育料の月額		

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保 護 者	氏名	Ⓜ	個人番号				
	生年月日		連絡先				
	住所						

教育・保育給付認定変更申請書

教育・保育給付認定について次のとおり変更したいので、関係書類を添えて、変更の認定を申請します。

子 ど も	氏名		保護者との続柄	
	生年月日		個人番号	
変 更 事 項	変 更 前	認定区分		
		保育必要量		
		認定の有効期間		
		利用者負担額に関する事項		
	変 更 後	認定区分		
		保育必要量		
		認定の有効期間		
		利用者負担額に関する事項		
変更の原因となった事由				
変更年月日				

市町村が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

Ⓜ

支給認定証の交付を受けている場合は、支給認定証を添付してください。

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



教育・保育給付認定変更通知書

子ども・子育て支援法第 2 3 条第 4 項の規定に基づき、下記の教育・保育給付認定が職権により変更したことを通知します。

記

認定変更となる子どもの氏名及び生年月日	
認定変更理由	
認定区分	
有効期間	

支給認定証の交付を受けている場合は、変更前の支給認定証の提出をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
- ・返還期限 支給認定変更日から 3 0 日以内

既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



教育・保育給付認定取消（終了）通知書

子ども・子育て支援法第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の認定が終了（取消）したことを通知します。

記

認定終了（取消）となる子どもの氏名及び生年月日	
終了（取消）となる認定区分	
認定終了（取消）年月日	
認定終了（取消）の理由	

支給認定証の交付を受けている場合は、終了（取消）となった支給認定証の返還をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
 - ・返還期限 支給認定終了（取消）日から 3 0 日以内
- 既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保 護 者	氏名	㊞	個人番号				
	生年月日		連絡先				
	住所						

教育・保育給付認定申請内容変更届

次のとおり変更したので、関係書類を添えて届出します。

子 ど も	氏名		保護者との続柄	
	生年月日		個人番号	
変 更 事 項	変 更 前	保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
		子どもの氏名		
		保護者との続柄		
	変 更 後	保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
		子どもの氏名		
		保護者との続柄		
変更の理由				
変更年月日				

支給認定証の交付を受けている場合は、支給認定証を添付してください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書等は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

議案第 12 号

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和元年 7 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の公布に伴い、保育時間を開所時間に改め、副食代及び主食代を徴収するため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第 号

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市保育所条例施行規則（平成２２年瑞穂市教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出し中「保育時間」を「開所時間」に改め、同条中「、原則として」を削り、「午前８時」を「午前７時３０分」に「午後４時」を「午後７時」に改め、同条ただし書を削る。

第６条の２中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書」を「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」に改める。

第８条の２中「保育時間の延長」を「条例第４条に規定する延長保育」に改める。

第８条の３中「保育時間の延長」を「延長保育」に改める。

第８条の５の次に次の１条を加える。

（給食費）

第８条の６ 条例第６条第５項に規定する規則で定める給食費の額は、１人当たり次のとおりとする。

（１）副食代 月額４，５００円（ただし、午後５時を超えて保育を必要とする場合は、月額５，５００円とする。）

（２）主食代 月額９２０円

様式第２号を次のように改める。

様式第２号（第８条の２関係）

保 育 所 延 長 保 育 申 込 書

年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 宛

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)
(電話番号 _____ — —)

次の児童の延長保育を申請します。なお、申請にあたり、下記の内容を確認の上、承諾します。

記

- 1 各保育所のルールを守り、必ず保育時間内に送迎すること。
- 2 保育所保育料又は延長保育料を滞納した場合は、延長保育の実施を取り止める場合があること。

児 童 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
保 育 所 名	保育所 保育・教育センター	ク ラ ス 名 (利用中の場合)	
延 長 保 育 の 利用開始年月	年 月 月 日 から		
保 育 を 希 望 す る 時 間	利用時間 (24時間表記)	時 分 から	時 分 まで
申 込 理 由	☐ 勤務の就業時間が遅いため ☐ 恒常的な残業があるため ☐ 勤務場所と保育所の距離が遠いため ☐ その他 ()		
備 考			

※入所の翌月以降の申込みは、前月の20日までにご提出ください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこそ規則による改正前の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書等は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

（給食費に関する特例）

- 4 第 8 条の 6 の規定にかかわらず、当分の間、教育・保育給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者についての子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）第 4 第 2 項第 2 号の規定による額市町村民税所得割合算額が 9 7, 0 0 0 円未満の世帯において、教育・保育給付認定保護者が現に扶養している児童（1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者とする。）が 3 人以上いる場合の給食費は、当該児童が第 3 子以降の場合は無料とする。

議案第 13 号

土地の取得について

中ふれあい広場の土地を取得するにあたり、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 3 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 土地の表示 | 瑞穂市美江寺字清水町 270 番 1 外 1 筆 |
| 2 | 取得面積 | 1, 794 m ² |
| 3 | 取得の目的 | 中ふれあい広場用地 |
| 4 | 取得価格 | |
| 5 | 契約の相手方 | 土地の所有者 2 名 |

令和元年 7 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

中ふれあい広場用地取得にあたり、新たに 2 名の地権者との合意ができたため、土地を取得するもの。

議案第 14 号

図書館情報システムの更新について

教育財産の取得について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 3 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

1 概 要

瑞穂市図書館本館・分館の図書館情報システム一式を更新する。

図書館システム（クラウド方式）・ネットワーク・ホームページ構築
業務用端末（液晶一体型）（本館 6 台・分館 3 台）、業務・管理端末（ノート）（本館 2 台・分館 1 台）、図書検索機 6 台、インターネット PC 2 台、セルフ貸出機 1 台
ネットワーク機器、プリンタ、ソフトウェア等

2 予算金額

図書館情報システム一式	29,871 千円
計	29,871 千円

令和元年 7 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

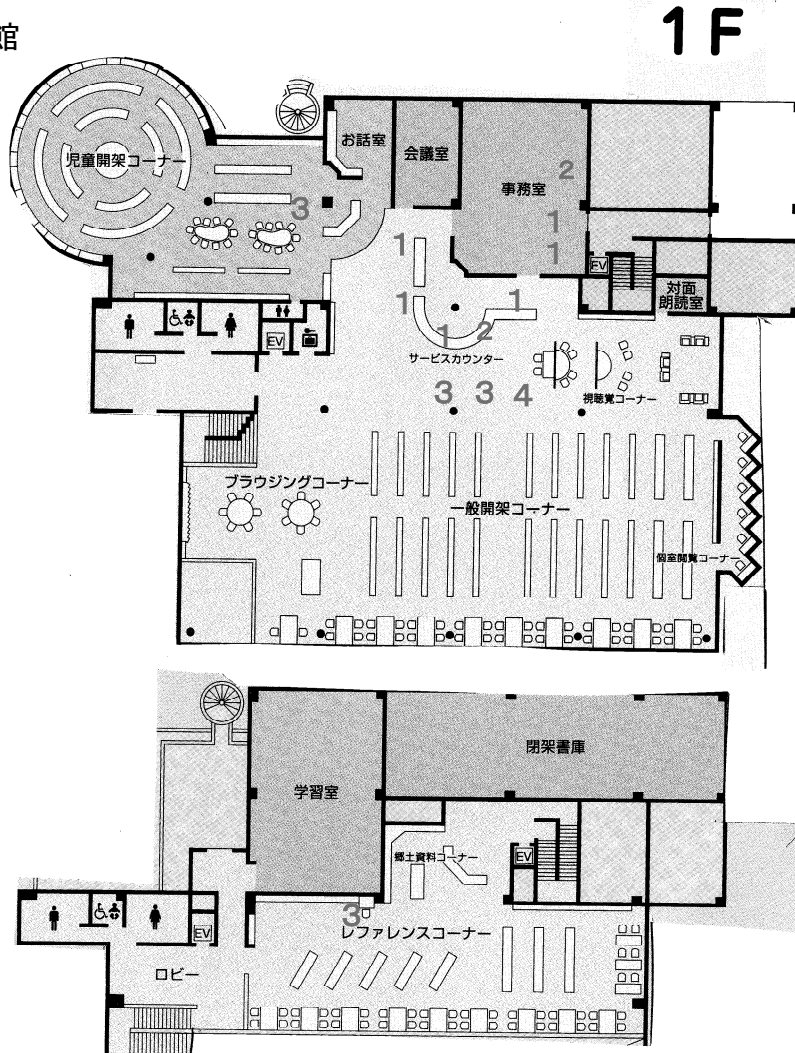
提案理由

瑞穂市図書館本館・分館の図書館情報システム一式を更新する。

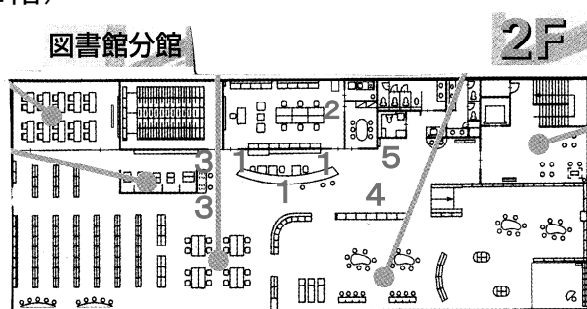
図書館情報システム更新 機器配置図（予定）

1	業務用端末（液晶一体型）	本館 6 台 + 分館 3 台
2	ノート（業務・管理端末）	本館 2 台 + 分館 1 台
3	図書検索機	本館 4 台 + 分館 2 台
4	インターネットPC	本館 1 台 + 分館 1 台
5	セルフ貸出機	分館 1 台

瑞穂市図書館
（本館）



瑞穂市図書館分館
（西部複合センター2階）



意見聴取

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

令和元年7月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

令和元年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

議案第 号

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 月 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の公布に伴い、市条例の改正を行うもの。

意見聴取

瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について

瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和元年 7 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

令和元年第 3 回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第 号

瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について

瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 月 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

公共施設の受益者負担の適正化を図るため、施設使用料を見直すことに伴い、
関係条例の改正を行うもの。